

令和3年1月14日

お客様各位

モリタスポーツ・サービス株式会社

緊急事態宣言発令に伴う対応について

日頃より well モリタテニススクール住之江をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

2021年1月13日に政府により7府県を対象とした緊急事態宣言が追加発令され、幅広い施設に対しても時短営業協力の働きかけがございました。

これを踏まえ、**2021年1月18日（月）から2月7日（日）**までの間、営業時間を20時までに短縮させていただくこととなりました。ナイタークラスのお客様にはご迷惑をお掛け致しますが、ご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

営業時間の短縮に伴い、20時以降にかかる下記レッスンを対象として上記の期間臨時休講とさせていただきます。

(臨時休講対象レッスン)

月曜日から日曜日 20時以降開講のクラス

休講対象レッスンにご在籍のお客様の振替に関して

- ・有効期限：2021年6月30日（日）まで延長といたします。

今回休講対象レッスンの再開は、2月8日（月）を予定しておりますが、今後の状況変化に伴い、変更する場合がございます。変更等の情報は、メール・ホームページ・SNS等にも引き続き配信してまいります。

ご不明な点がございましたらフロントまでお問い合わせ下さい。

well モリタテニススクール住之江は、お客様の健康の為に、安心してスポーツや運動を継続していただけるように、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の強化、徹底に取り組んでまいります。

皆さまのご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。